

第1回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会会議録

■日時

令和6年9月17日（火） 14:00～16:00

■場所

埼玉県庁 2階庁議室

■次第

- (1) 民生委員制度の概要と県内民生委員・児童委員の現状について
- (2) 民生委員・児童委員アンケート調査の結果報告について
- (3) 民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例について
- (4) 埼玉県民生委員・児童委員協議会からの要望について
- (5) 「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」の検討項目について
- (6) 今後の検討スケジュールについて

■出席者

(委員) 中島委員、大山委員、田中委員、大石委員、寺田委員、塚原委員、平委員（代理出席）、小曳委員、岸田委員
(事務局) 播磨社会福祉課長、金井社会福祉課副課長、鹿島主幹、宮川主事

■配付資料

- ・ 次第
- ・ 検討委員会名簿
- ・ 資料1 民生委員制度の概要と県内民生委員・児童委員の現状
- ・ 資料2 民生委員・児童委員アンケート調査結果報告書
- ・ 資料3 民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例
- ・ 資料4 埼玉県民生委員・児童委員協議会からの要望
- ・ 資料5 「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」の検討項目について
- ・ 参考資料 埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

■会議概要

(事務局)

皆様こんにちは。本日は大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第1回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会を開会いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、社会福祉課副課長の金井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、社会福祉課長の播磨から御挨拶申し上げます。

(事務局)

改めまして皆様こんにちは。社会福祉課長の播磨でございます。第1回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、日頃、県福祉行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、この度は御多忙のところ、本検討委員会の委員就任を御快諾いただきまして誠にありがとうございました。この場をお借りして改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。高齢化や孤独・孤立、子どもの貧困など様々な問題が山積する中、地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員に寄せられる期待はますます大きなものとなっております。一方で、地域のつながりの希薄化、住民の直面する問題の複雑化・多様化に伴い、民生委員の負担増加やなり手不足などの課題も指摘されているところでございます。県では、地域の「見守り役」、福祉等関係機関との「つなぎ役」という大切な役割を果たされ

ている民生委員・児童委員の欠員は大変大きな課題と認識しており、その解消に向け、昨年度、さいたま市を除く 62 市町村の民生委員・児童委員を対象としたアンケート調査を実施したところでございます。

本検討委員会では、このアンケート調査の結果や県民生委員・児童委員協議会の皆様からいただいた御要望の内容などを踏まえ、欠員の解消策や民生委員活動の充実を図るために必要な支援・環境整備などにつきまして御議論いただきたいと考えてございます。委員の皆様には、それぞれのお立場から、幅広い御意見、御助言を賜りますよう、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、今回は初回の委員会になりますので、名簿の順に従いまして委員の皆様を御紹介させていただきます。

文京学院大学人間学部人間福祉学科教授の中島委員でございます。

高千穂大学人間科学部教授の大山委員でございます。

埼玉県行政書士会副会長の田中委員でございます。

埼玉経済同友会専務理事・事務局長の大石委員でございます。

埼玉県民生委員・児童委員協議会会長の寺田委員でございます。

埼玉県社会福祉協議会主幹の塚原委員でございます。

熊谷市福祉総務課長の平委員でございますが、本日は同課副課長の茂木様に代理出席していただいております。

狭山市福祉部次長兼政策課長の濱田委員は本日御欠席でございます。

草加市社会福祉協議会課長の小曳委員でございます。

最後に、埼玉県福祉部副部長の岸田委員でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました社会福祉課長の播磨でございます。

同じく社会福祉課、総務・社会福祉担当主幹の鹿島でございます。

同じく総務・社会福祉担当主事の宮川でございます。

続きまして本日お配りしました資料の確認をさせていただきますと存じます。まず本日の次第、それから検討委員会の名簿、それから資料 1、民生委員制度の概要と県内民生委員・児童委員の現状、資料 2、民生委員・児童委員アンケート調査結果報告書、資料 3、民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例、それから番号を振っておりませんが、資料 4、県民児協による民生委員・児童委員の「なりて確保」に向けた要望について、資料 5、「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」の検討項目について、最後に、埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱、以上でございます。何か不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお本日の委員会ですが、議事録作成のために録音をさせていただきますと存じますので、御了承いただきたいと存じます。

続きまして設置要綱に基づき、この検討委員会の委員長を選任させていただきますと思います。設置要綱第 5 条第 2 項により、委員長の選任につきましては、委員の互選によるものとされております。委員長の選任につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

(塚原委員)

中島委員が国の民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会の座長を務めていらっしゃると思いますので、ぜひ中島委員にお願いしてはいかがでしょうかと思いますけれども皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは中島委員に委員長をお願いしたいと存じます。中島委員よろしいでしょうか。

(中島委員)
お受けいたします。

(事務局)
ありがとうございます。それでは中島委員長に一言御挨拶をいただきまして、以降の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(中島委員長)
委員長を務めさせていただきます、文政学院大学の中島でございます。一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。今、塚原委員から御推薦いただきましたけれども、厚生労働省の民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会が、今年の7月から開かれておりまして、今日もこの会議の後、打ち合わせに行くのですが、選任要件、いわゆる民生委員・児童委員へのなり手確保が非常に大変だということでございます。これはもう埼玉県内どこの市町村も同じような状況だろうと思っております。また、コロナ禍を挟みまして、この厳しさがより一層進んだかなというところがございます。民生委員・児童委員は100年を超えた仕組みですけれども、それをどうやって維持していくのか、また先ほど課長の御挨拶にもありましたように、孤独・孤立に関して、ますます期待が大きい民生委員・児童委員の皆様でございますので、皆様をしっかりサポートできる仕組みも考えていかないとと思っております。どうぞ皆さんのお知恵をいただきたいと思っておりますので、そういった進行をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方で進行させていただきます。まず初めに、検討委員会設置要綱第5条第4項で、副委員長は委員長が指名するとされております。副委員長ですが、社会保障に大変詳しい大山委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

(中島委員長)
ありがとうございます。それでは大山委員に副委員長をお願いしたいと思っております。

(大山副委員長)
よろしくお願いいたします。

(中島委員長)
それでは議事に入りますが、その前に本日の検討委員会の議事録につきましては、後日ホームページで公開をさせていただくことを予定しております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(中島委員長)
公開ということでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。
それでは次第に従いまして審議に入らせていただきます。まず1番、民生委員制度の概要と県内民生委員・児童委員の現状について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)
改めまして鹿島と申します。私から、議題1につきまして、資料1に沿って御説明申し上げたいと思っております。少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。
資料1、1ページ目を御覧ください。民生委員制度につきましては、よく御存じの委員も多くいらっしゃると思いますが、しばらく御容赦いただきたいと思っております。一般的なお話にもなるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。
まず、民生委員制度の根拠法でございますが、民生委員法でございます。また、児童福祉法第16条の規定によりまして、民生委員は児童委員を兼務するとなっておりますので、必ず民生

委員は児童委員を兼ねております。「民生委員・児童委員」につきまして、この後、便宜上「民生委員」と表現させていただくことがありますが、御容赦いただきたいと思います。

民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員という身分でございます。任期は3年となっており、3年ごとに改選がございます。次期の改選日は令和7年12月1日となっております。民生委員は無報酬でございますけれども、活動に要する経費の実費弁償が支給されております。県では、民生委員の活動費として、お一人当たり年額6万200円を市町村に対して補助してございます。

次のページをおめくりください。2ページでございます。民生委員の職務でございますが、資料2ページの上段に書いております。主なもの、1番から6番でございます。生活状況の把握、相談助言その他の援助活動、福祉サービス利用に係る情報提供、こういった幅広い活動をお願いしているところでございます。

続きまして、指揮監督については都道府県知事の指揮監督を受けることとなっておりますが、本県では、「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」によりまして、指揮監督権限を市町村に移譲しております。

続きまして、先ほど、民生委員は厚生労働大臣が委嘱すると御説明させていただきましたが、資料2ページ下段のスライドに、さいたま市、中核市を除く県が所管する59市町村の民生委員の委嘱・解嘱手続きの流れをお示ししております。ここで、申し訳ございませんが、資料の訂正をさせていただきたいと思っております。左側の図、解嘱の流れでございますが、「知事」から「厚生労働大臣」に向かう矢印に「④解嘱具申」とありますが、「③解嘱具申」と修正をお願いいたします。また、反対側の「厚生労働大臣」から「民生委員」に向かう矢印に「⑤解嘱」とあるところを「④解嘱」と修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、委嘱の手続きでございます。まず、図の下の方にあります「市町村民生委員推薦会」で推薦いただく形になります。この推薦会の人数や構成については、市町村長の裁量に委ねられております。推薦いただいた方は市町村長から都道府県知事に進達、知事は社会福祉審議会に意見聴取した上で厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣から委嘱という流れになってございます。

続きまして3ページを御覧ください。民生委員の選任基準でございます。1つ目は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有することでございます。これに伴いまして、民生委員は、満18歳以上の日本国民であることと、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある者との居住要件がございます。民生委員は児童委員を兼ねますので、3つ目の条件として、「児童委員としても適当である者であること」と示されております。4つ目として年齢要件がございます。国の適格要件では、「75歳未満の者を選任するよう努めること」と併せて「地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能」と示されておまして、それを踏まえまして、県の選任基準では民生委員につきましては78歳未満の者と、年齢要件を緩和しております。また、その他に「国、県、市町村の議会の議員の職にないこと」や「民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができること」を定めております。これに伴いまして、推薦を市町村へ上げていただくときに、例えば常勤で勤務をされている方につきましては、活動に支障がないという理由書を頂戴しているところでございます。

3ページ下段のスライドを御覧ください。配置基準でございます。民生委員の定数につきましては、民生委員法で「厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて条例で定める」と規定されております。本県では、「埼玉県民生委員の定数を定める条例」で民生委員の定数を定めてございます。民生委員の一斉改選時期に合わせ、地域の実情に即した民生委員の定数とするため各市町村長の意見を伺った上で、条例の一部を改正する手続きを進めております。スライドの表にございますのが、厚生労働省の定める配置基準でございます。市と町村の別、市においてはさらに人口規模により世帯数ごとの配置基準が示されております。例えば、本日、御出席いただいております熊谷市さんにつきましては、人口10万人以上の市となりますので、170世帯から360世帯ごとに民生委員を1人配置するという基準になってございます。

資料4ページを御覧ください。ここからは、さいたま市、中核市を除く県内59市町村の民生委員・児童委員の現状でございます。上段のグラフは、民生委員の定数と現員数、欠員率の推移状況でございます。令和4年12月1日、一斉改選時の欠員率は9.5%と、改選前月の令和4

年11月の4.5%、前回一斉改選時の5.4%に比べまして、大幅に増加いたしました。

4ページ下段のスライドを御覧ください。令和4年の一斉改選後も、市町村の皆様の御協力をいただきながら追加の委嘱手続きを行ってまいりましたが、その一方で御自身や御家族の御事情でお辞めになる方もいらっしゃることから、令和6年4月1日現在で、欠員率は6.7%となっております。民生委員の内訳をみますと、真ん中の表でございますが、約4割が新任の方となっております。平均年齢は66.1歳と、約10年前の平成25年の一斉改選の時と比べますと、2.6歳上昇しているという状況でございます。

次に5ページを御覧ください。活動状況でございます。こちらもしいたま市、中核市を除く59市町村の状況になります。民生委員一人当たりの担当世帯数、こちらは令和4年改選時のものでございますが、一人当たり平均284世帯となっております。一人当たりの年間活動日数は平均117日となっております。これは全国の状況とほぼ同じ日数でございます。活動状況でございますが、全民生委員が令和5年度に実施した延べ回数、延べ件数となっております。相談・支援の延べ件数は令和2年度を除きまして、11万件前後となっております。訪問延べ回数は令和3年度から5年度まで少しずつ減っておりますが、130万回を超えるような状況になってございます。

続きまして、資料5ページの下段でございます。「相談・支援」の内容を、内容別件数と分野別件数に分類しております。顕著なのが、分野別の1番上のところでございますが、やはり約6割が「高齢者に関すること」となっておりまして、高齢者への関わりというものが非常に民生委員さんの活動の多くを占めていることが分かると思います。

最後に、資料6ページ目でございます。5ページ上段のスライドの「活動状況」の中の「その他の活動件数」が79万6,885件ございまして、その内訳となっております。件数の多い順に、「地域福祉活動・自主活動」33.3%、それから「民児協運営・研修」が27.6%と続いております。「調査・実態把握」が20.4%、「行事・事業・会議への参加協力」が17.5%、「証明事務」が0.9%、「要保護児童の発見の通告・仲介」が0.3%となっております。

資料1の説明は以上でございます。ありがとうございます。

(中島委員長)

ありがとうございます。民生委員・児童委員制度の説明と併せて埼玉県独自の規定もございますので、その状況も御説明いただいたということになります。では、ただいまの説明に対して御質問や御意見などございましたら、手を挙げていただいて御発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

(大石委員)

埼玉経済同友会の大石でございます。どうぞよろしく願いいたします。私は専門分野外で来ておりますので、質問自体も愚問になってしまうかもしれませんがお許しいただければと思います。

3点ありまして、まず1点目は、3ページ、選任基準のところの(6)、先ほど鹿島さんから、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができることという中で、理由書の徴取というお話がございました。この理由書というのは、例えば属する企業の所属長なりが出すのか、本人が出すのか、少し細かい話になってしましますが、そこを1点教えていただきたいです。それから5ページの民生委員・児童委員の活動状況の活動日数、一人当たり活動日数が117日というところですが、これは例えば、活動がその日のうち1時間だとしても1日と数えるのかどうかという確認をしたいのが2点目です。3点目でございます、4ページの民生委員の定数と現員数、欠員率の推移で、令和4年の12月から比べますと、欠員率が9.5%から6.7%に、徐々に下がっている数字にはなっているかと思いますが、これは多分この後の議論の中でも出てくる話なのかもしれませんが、何か特別に対策を行った中で欠員率の減少になっているのかどうか、御教示いただければと思います。

以上です。

(中島委員長)

ありがとうございました。理由書のところと、それから活動時間ですね、1時間でも1日なのかどうか。それから、一斉改選後がいつも大体低くなって、それから補充されていくのですが、6.7%に改善された、その背景のところでしょうか。御説明お願いいたします。

(事務局)

大石委員の御質問にお答えいたします。まず1点目の選任基準の理由書でございますが、これは御本人からいただいております。所属長からいただくものではございません。それから活動日数ですが、この統計につきましては、たとえ1時間であろうと半日であろうと、1日とカウントしてございますので、そのように捉えていただければと思います。それから、一斉改選のところ、9.5%が現状6.7%となっているということですが、これにつきましては、年に4回、埼玉県では、各市町村の方から新たに選任をお願いしています。例えば地区会長さんに、市町村さんが日頃から、この地域は欠員地区なので、どなたかいらっしゃらないですか、というようにお願いして、やってもいいという方がいらしゃると、その都度推薦してきてくださっています。それから、次の方をこの方をお願いしたいという形でお辞めになられる方もいますので、そういった形で、維持したり増やしたりというようなところで進めております。

(大石委員)

おそらくそういう活動は、令和4年から6年の間でなくとも、多分過去から行われているのかなあと感じていて、特にもう3ポイント近く下がっているところなので、何か特別に、例えば、今の話も、今までもやっていたけれどどうも徹底ができてないよねという中で、それを強化したとか声掛けを強化するようなことをこの3年間で取り組んだのかとか、この3年間のうちの特徴で何か示せるようなものがあるのかなと思ってお聞きしました。

(事務局)

特別な働き掛けはしていませんが、強いて言えば担当者会議が年度当初に毎回ありますので、その都度、委嘱については年4回やっていますのでお願いしますというような働き掛けはしております。それ以上の、特別なことはしていません。

(大石委員)

ありがとうございました。

(中島委員長)

3年間の一斉改選のところが一番低くて、そこから補充されて、充足率が上がっていくというのが、一般的な傾向かなと思いますけれども、特に前はコロナで充足率が全国的に相当下がっていますので、そういう意味では、その後の補充の速度といいますか、もうこれもかなり頑張っているというふうに見え方はいいですね。ですから、民生委員さんですとか、地域の方々も相当頑張って、充足していただいたかなという気はします。ほかにいかがでしょうか。

(寺田委員)

県民児協としては、地域の方々に、民生委員の活動を知ってもらおうということで、かなり広報を行っています。一番は、県内でもFMラジオが11局ありまして、それを通して、30分一斉にPRしております。5月12日が民生委員の日ということで、その5月12日に必ず、4年ほどずっと続けております。地域の方々もそうですが、現役の民生委員さんたちにも、特に新任の委員さんたちはまだ分からないことが多いので、ある程度歴史のところから順序立てて、今現在はこういうことをやっている、ということ、30分間にナビゲーターの人と一緒にPRしているところです。そういったことをきっかけに、民生委員になってくださる方が、1人でも2人でも増えてきているのかなと思っています。熊谷市では、10月1日付で欠員地区において民生委員3名が任命を受けます。欠員地区で民生委員が決まれば、年4回、その都度増えているというところです。

(中島委員長)

ありがとうございました。FM ラジオでPR されているのですね。事例でそれも紹介したほうがいいかもしれませんね。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続いて2 番目の民生委員・児童委員アンケート調査の結果報告について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは続きまして、こちらの資料2、民生委員・児童委員アンケート調査結果報告書に沿いまして、説明をさせていただきます。多少長くなりますが、御容赦いただきたいと思います。

県では、令和4 年12 月の一斉改選から約半年後の令和5 年5 月に、実際に民生委員・児童委員として半年間活動いただいた時期を見計らいまして、このアンケートを実施いたしました。

調査の概要について、報告書の2 ページをお開きください。実施時期ですが、令和5 年5 月末に、さいたま市を除く、中核市を含めた62 市町村の民生委員・児童委員担当課にアンケート用紙をお配りし、令和5 年5 月1 日現在の現任の方を対象といたしまして、各委員さんに配布をお願いいたしました。8 月までに全ての市町村を通じて返送いただきましたが、対象8,951 人のうち、8,048 人の方から御回答いただきまして、89.9%という大変高い回収率となりました。民児協の皆様、それから市町村の皆様本当にありがとうございました。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、3 ページ目をお開きください。御回答いただきました8,048 人の属性でございます。「男性」が31.8%、「女性」が67.7%。年代別に見ますと、「70 歳代」が42.5%、「60 歳代」が40.1%と、60 代と70 代を合わせて、8 割以上という構成でございました。実際に、定年退職後に活動されている方が多いのかなという現状だと思います。ちょうど昨日でございますが、総務省の集計としまして、全国の高齢者の就業率について新聞報道があったところでございます。それによりますと、65 歳以上の就業率は2023 年の統計で25.2%、4 人に1 人が65 歳になっても仕事を続けているという計算でございまして、10 年前の20.1%から5 ポイント以上高くなっているという状況でございました。こういった状況も踏まえまして、活動時間が取れるのかというようなところはございますけれども、今後、若い方に委員さんになってもらうにはどうしたらいいか、そういった点にも目を向けていく必要があると考えてございます。

4 ページ目をお開きください。職業等についてです。「専業主婦・主夫」が27.4%と最も多く、次いで「勤め(パートタイム・アルバイト)」が24.9%、「無職」が24.2%でした。一方で、「勤め(全日)」の方は6%という状況になってございます。審議事項(1)でも御説明しましたとおり、推薦にあたりまして、活動の時間が取れますかという確認をさせていただいているところもありますので、その点、6%と少なくなっているのかなと考えてございます。

次に、民生委員の経験年数でございまして、「1 年未満」の方が34.7%で、「1 年以上3 年未満」と合わせると4 割弱という状況でした。先ほどの統計調査でも、新任は4 割というところがございましたので、こちらのアンケート調査ともあまり乖離のない数字で、やはり改選ごとに、4 分の1 が新任の方になっているという状況が把握できたところでございます。

次に、5 ページ目をお開きください。民生委員の活動でございまして、先ほどのところとも多少重なりますが、やはり「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への訪問活動(安否確認、見守り活動)」が28.8%、「必要に応じて相談者を行政や専門機関、必要な福祉サービス等につなぐ」が12.3%、「各世帯の状況把握」が10.8%と、多い順に続いてございます。高齢者の見守りというのが、活動の大きな柱になっているということがこのアンケートからもわかります。

1 か月当たりの平均的な活動日数は、「6 日から10 日」が38.4%と最も多くなっております。続いて、「11 日から15 日」が26.1%という状況でした。一方で、5 日以下の方も18.6%いらっしゃるしまして、なかなか活動できないという方もいらっしゃるというところでございます。そのフォローも必要なのかなと感じたところでございます。

6 ページ目、民生委員・児童委員を引き受けた動機でございまして、「自治会から頼まれたから」が半数を占めてございます。「前職から頼まれたから」20.6%、「市町村から頼まれたから」が3.3%など、頼まれたからというものが大変多くなっております。一方で、「地域に貢献できると思ったから」という方も19.7%、「これまでの仕事の経験が活かせると思ったから」という方が2.5%、「やりがいがあると思ったから」という方が1.5%と、社会貢献をしたいとい

う動機で引き受けてくださった方も2割以上いることがわかりました。やりがいにつきましては、8割近い方から、民生委員活動に「やりがいを感じる」との回答をいただいております。

次の7ページでございます。具体的にやりがいを感じることを記載していただきました。自由記載になっておりまして、主なものを挙げてございますが、やはり、地域の方、訪問先から感謝を伝えられたこと、それから、問題解決のお手伝いできたこと等の意見が出ております。地域の人と関わり、感謝され、役に立ったという実感を得られた際に、やりがいを感じているということだと思います。民生委員さんが、いかにありがたいと言われる存在なのかを発信していくということも大変重要だと、考えたところでございます。

一方で、多くの民生委員さんが負担に感じることで、8ページになりますけれども、多い順に「プライバシーにどこまで踏み込んでいいかわからない」、「民生委員・児童委員あるいは主任児童委員の役割としてかかわるべき案件かどうかの判断が難しい」、「個人情報など、支援にあたって必要な情報が事前に把握できない」、「担当する世帯数が多い」などが挙げられております。

8ページの下段、7番の業務量が多いと感じることにつきましては、全回答者の約半数から回答がございました。「民生委員・児童委員あるいは主任児童委員としての活動」と並びまして、約4割の方が「民生委員・児童委員あるいは主任児童委員としての活動範囲を超えると考える活動」に負担を感じるという回答をいただいております。活動範囲を明確化して、委員さんだけではなく、行政、それから支援を受ける住民の方が共有していくことも重要と認識したところでございます。

資料9ページを御覧ください。民生委員活動の範囲を超えると考える活動としてはどのようなものがありますかというようなお尋ねをしたところの自由記載でございます。主なものを挙げてございます。その活動としましては、「行政からの頼まれ仕事」や、「あて職」、「学校行事」といった行政からの依頼に加えまして、「買物の依頼」、「車の送迎」、「役所・病院への同行」といった地域住民からの要請と思われる部分も挙げられております。地域住民からの要請につきましては、個々の民生委員によって対応が違ふようになりますと、前の方がやってくれた等の苦情にも繋がる懸念もございますので、先ほど申し上げましたとおり、民生委員・児童委員の活動の範囲について、行政だけではなくて、民生委員同士、それから住民の方にも共通認識を持っていただくことが大切なのかなど、アンケートを拝見して感じるところでございます。なお、民生委員活動を行いやすくするために必要なことということで、9ページの下になりますけれども、多い順に「町内会・自治会との連携」、「行政からの必要な個人情報の提供」、「活動、相談に役立つ福祉制度や最新制度の情報提供の充実」が挙げられてございます。その他にも「先輩委員や会長が新任民生委員の悩みや相談を聞く機会の提供」などの回答がございました。

続きまして10ページでございます。なり手不足の理由を当事者である委員の皆様にお聞きをいたしました。なり手不足の理由と考えられることにつきましては、まず、多い順に「民生委員に限らず、地域団体の役員（自治会長等）のなり手がいない」が23.2%と最も多くなっております。次いで「民生委員・児童委員の活動内容が十分に理解されていない」が14%となっております。また、なり手を増やすために必要なこととございますが、「制度や活動の広報周知による地域理解の促進」というものが19.3%と最も多く、次いで「町内会・自治会との連携強化」が19.2%と、ほぼ同率の結果となりました。他方で「候補者を育成する取組み」や「推薦方法の改善」なども挙げられてございます。

11ページをお開きください。最後になりますけれども、負担軽減を図るために有効なことということで、自由記載で御意見を求めましたところ、「担当世帯や兼職を減らす」といったことに加えまして、「提出物や報告書などの業務の軽減」、「前任者からの詳細な引き継ぎ」といった内容もございました。記録や見守りにICTを活用することなども効果的ではないかという御意見を認識いたしましたところでございます。

以上がアンケート結果になりますが、この結果の中に、現状、民生委員さんが抱えている課題やその改善に向けた御意見、方向性が相当盛り込まれていると感じましたので、こちらで御報告をさせていただきます。これを踏まえて、委員の皆様にお聞きをいただければと思っております。よろしくお聞きいたします。

(中島委員長)

ありがとうございます。調査結果の御説明がありました。民生委員の担い手だけではなく、そもそも地域活動をする人自体が減っているのではないかということもありましたし、一方でやはりいろいろな役割が多くて、負担が増えているという声もありました。こういったところも踏まえていかがでしょうか。

草加市社会福祉協議会の小曳委員、普段お仕事している中から、御意見ありますでしょうか。

(小曳委員)

草加市社会福祉協議会の小曳と申します。草加市では、社協で民児協の事務局をやらせていただいております。草加市は定数 309 人のうち、委嘱者数が 255 人、欠員が 54 人となっております。この理由としまして、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、昭和 38 年に松原団地というマンモス団地ができて、それが老朽化して建て替えられました。とてもきれいにはなり、建て替えたところにマンションが何棟か建っております。そういったマンションにお住まいの方々が自治会に入ってくださらない現状がありまして、特にそこを担っている地区、草加市は 10 地区民児協ありますが、その中の安行地区は大幅に欠員がおり、定数が 46 人のところ、21 人しかおりません。

草加市では、欠員地区については欠員代行として他の民生委員に担っていただいておりますが、安行地区に関してはかなり代行業務が多いということで、そのあたりの課題を会長さんもずっと訴えております。自治会でも話し合いは重ねており、市からもマンションに対して自治会への加入をお願いしていますが、やはり入ってくださらないという課題があり、民生委員さんの負担が大きくなっている現状でございます。

(中島委員長)

小曳委員、ありがとうございます。やはり団地ですか、集合住宅の中で、安行地区（の民生委員）が半分いないぐらいですよ。このような地区があるとなかなか大変ですよ。熊谷市さんはいかがでしょう。

(平委員代理 茂木氏)

熊谷市は定数 321 人のところ、9 月 1 日現在ですけれども、民生委員・児童委員、その他に主任児童委員として、300 名の方が活動されております。欠員が 21 名となっております。先ほど寺田会長さんからもお話がありましたように、10 月 1 日付で新たにまた 3 名増える予定となっております。欠員は、その都度解消はされているところではありますけれども、まだやはり、定数には満たないという状況は続いております。

現状としましては、熊谷市は平成 19 年までに旧熊谷市を中心とした 1 市 3 町で合併をしております。旧熊谷市の区域においては都市部寄り、こちらの方が欠員は多いのかなと感じております。逆にもともと町の部分だったところはやはり、昔からのコミュニティの繋がりが非常に高く、今現在の欠員はそれほど多い状況ではありません。ですので、同じ地域の中にもありまして地域ごとの実情は違ってきますので、昔からのコミュニティが強く残っているところは、なり手不足については喫緊の課題ではないのかなというところ。むしろ先ほどもお話がありましたように、熊谷市でも小規模な開発がありまして、新たに戸建住宅を整備されたところは、自治会に入っていない状況もあります。そういう新しいところはやはり、昔からの地域のコミュニティや地縁というのはなかなか無いので、そういった地域についてはなり手不足は喫緊の課題なのかなという現状です。

以上です。

(中島委員長)

ありがとうございます。

全国的にも言えることですが、まず自治会、町内会の加入率が下がっている。自治会、町内会から推薦していただく形で民生委員さんは選ばれるので、その加入率の低下とともに、選ぶ人、適任者がなかなかいないというようなことが、1 つあるかなと思います。もう 1 つは、新しくできた住宅、マンションで民生委員さんを選ぶことがなかなか難しい。先ほど御説明があり

ましたように、まずそこに新しいマンションが建って3ヶ月経たないと、選挙権が生じないので民生委員さんを選べません。その間にずるずると欠員になっている、ということも起きているかもしれないですね。

先ほどの4ページの調査であったように、埼玉県内でも4割の方が仕事をするようになっていっています。かつては60歳の定年で民生委員さんになることが多かったですが、65歳になっても半数以上が働いている、75歳を過ぎても3割ぐらいが働いているという全国的なデータも、内閣府の高齢社会白書にありますので、そうすると、埼玉県内も、かなり高齢者の方が働いていらっしゃるのではないのでしょうか。

こんなことがよく一般的には言われているところですが、いかがでしょうか。このような状況の中で、いわゆる働きながら民生委員もできるような環境を作れているかどうか。寺田委員さん、いかがでしょうか。

(寺田委員)

就労しながらの委員活動は困難な状況です。特に主任児童委員の場合は若いので、特に働いている方が多く、自分の生活と委員活動の両立ができない。先ほど、民生委員になるときに、理由書を提出する話がありましたが、どうしても仕事を休めないという話があります。職場の方はしばらくすると忘れてしまうのか、最初は気にかけてくれても、休もうとするとまたか、と嫌な顔をされる。お勤めしているところの社長だったり所属長だったり、民生委員の活動そのものを良く知っていただいて、休暇をとったり時間休をとったりすることができれば、という声がよく聞こえてきます。主任児童委員だけではなく、民生委員も、65歳だとまだ働いている人が多く、話を持って行ってもできないと。70歳になるとようやく社会貢献のために民生委員をやろうか、と言う方も多く、70歳を過ぎた72歳くらいの方がうちの地区民協では結構います。そういう方々は働いていたから元気で、相談があってもすぐ答えられるけれども、年齢要件があると、あと1期、2期しかできないとなると二の足を踏んでしまう方もいらっしゃいます。

先ほど活動費の話もありましたが、シビアな方は「報酬はいくらもらえるのか」とあからさまに聞く人も結構いるようです。私も主任児童委員を探すためにPTA会長に話をしにいった際、「ざっくりばらんに聞くけど、月にいくらいただけるのか。そこが分からないと主任児童委員の話をするにもできない」と。「無償だ」というと、「それだと話にならない。やりたいという人はいない」と言われました。私は三十数年民生委員をやっており、私たちのときはそういう話は考えず、奉仕という形で始めましたが、今の方たちは考え方が違うので、お願いしに行く際にはきちんと、こういう活動をしていて報酬はないけれど活動費は出るというところも含めて話す必要があると思います。自治会長さんたちは「(民生委員の活動は)月に1回行けばいいんだよ」と話をしてしまうようですが、いざ活動が始まると、「とてもじゃないけど活動を続けられない」と1か月で辞めてしまう方も全国的にはいらっしゃると思いますので、やはり最初の段階できちんと話をしていかななくてはいけないのかなと思います。就業している方も多いので、企業さんや商工会などへの説明をきちんとする必要があると思います。

(中島委員長)

ありがとうございました。

もともと民生委員制度は、済世顧問制度という富山県の制度から始まっており、顧問となって世を救うという制度でしたので、基本的にお金をもらわないで活動していくことがベースで100年来たわけです。ところが、年金の支給年齢が65歳となると、60歳から再雇用でそのままずっと働き続けるという方が増えてきていると思います。65歳までの雇用延長も当たり前になってきていますよね。法制的にもそうなっていることを考えますと、大分環境が変わってきました。働く方は都内だと5割を超えており、埼玉も4割ほどいらっしゃいます。そういった状況の中で、働きながら民生委員活動をするという方がこれからますます増えていくのではないかと思いますので、寺田委員からはなかなかそれは難しい状況だというお話がありました。

大山委員、いかがでしょうか。調査結果の御説明がありましたので、ポイント等ございますでしょうか。

(大山副委員長)

今の議論は民生委員に限った話ではなく、保護司や、かなり歴史のある、日本が育んできた無償での協力制度が今、いよいよ厳しい状況になっていると。民生委員の問題というよりも、地域コミュニティや、役所の役割をどう考えるかも含んだ大きな課題であり、直ちにこうすればいいということはすぐには思い浮かびません。ただ、大事なのは、今までの歴史の中でやってきたことは非常に価値のあることです。そこをいきなり直すというのではなくて、良いものは良いものとしてしっかり残しつつ、そうではない現状課題になっている部分に関しては、新たな価値を何らかの形で付与していくという、両方が必要ではないかと考えております。

そういう意味でいうと、先ほども話がありましたけど、地域コミュニティがしっかり残っているところは、そこまで民生委員さんが不足しているという状況ではないということと、新興住宅ができたところで足りなくなっているということを一緒の土台で考えてしまうと、ちょっと危ういと思います。やはりそこをきちんと切り分けて、大丈夫なところは大丈夫なところでしっかりと守っていきつつ、ちょっと手当が必要な部分に関しては新しい知恵を出していくという考え方が必要なのではないかと、全部一律でこうすればいいという単純なものではないと思います。

(中島委員長)

ありがとうございました。

民生委員・児童委員の仕組みは、民生委員・児童委員の皆さんの思いで成り立ってきたものです。私はずっと言っているのですが、時給換算なんてとてもできない。これは幾らでやればいいのか、1,000円、2,000円なんてとんでもないといった感じで、報酬については大先輩の皆さんからは大反対されてきたこともございます。一方で、若い人たち、20代、30代、40代ぐらいまでは、民生委員の仕組みをなかなか知らない方が多いですね。50代以降になると大分知っている方が増えるのですが、その中でどうやって確保していくのか。大山委員がおっしゃったように、埼玉は比較的東京に近いところを中心に、若い人たちが多く住んでいますよね。コロナになり、人口もさいたま市などを中心に増えました。このような方たちは、民生委員・児童委員のことをあまり知らないとなると、埼玉もやはり厳しいかもしれないということですが、田中委員、違う立場からいかがでしょうか。

(田中委員)

はい。最初に質問なのですが、活動費というのは、一個人の方に対してどのように使われているのでしょうか。市町村から6万円の支給があるそうですが。

(事務局)

実費の弁償という形ですので、通信費等にに使っていただいておりますが、その結果については、特に挙証資料を出してもらう形にはなっておりません。

(田中委員)

通信費というのは。

(寺田委員)

交通費だったり、ペンやノートを買ったりとか。

(田中委員)

それは本人が(払うのか)。

(寺田委員)

本人が全部。

(事務局)

活動費として使っていただく形です。年間6万200円ですね。

(寺田委員)

額も市町村によって違いますよね。

(事務局)

市町村で上乗せをしているところもあります。

(寺田委員)

それ以下のところもなかったですか。

(中島委員長)

全国的な傾向で言うと、一度民児協事務局を通じて集めて、事務経費的に皆さんでいくらかお金を出し合って、運営費に充てているという独自ルールがあり、個人の6万200円が少し民児協の運営に割かれているところなどもあるようです。単位民児協にも補助金は出ているので、本来の趣旨とは違いますね。そういったことをやっているところは1人当たりの額が少なくなっていると推測しますが、本来はないほうがいい。国からの交付税の趣旨としてはちょっと違うと思います。

(寺田委員)

熊谷市の場合はいくらか上乗せしてくださっていると思います。

(平委員代理 茂木氏)

熊谷市ですと、ひと月当たり7,600円、12か月で9万200円です。

(中島委員長)

自治体によって、何か調査をお願いしたり、役割をお願いしたりすることに上乗せしているということですね。

(田中委員)

お話を聞いたり、アンケート結果を見たりして思うのですが、やはり70代、70代近い高齢者の方が多いため、もう少し若い方へのアプローチ、若い世代の方も巻き込んでいくことが必要じゃないかなと思います。私たち行政書士も、埼玉県内に2,600人ほどいますが、中には民生委員をやっている方や、行政書士本人でなくとも配偶者の方がやられているという方も結構いらっしゃいます。在宅とかりモートワークとかもありますので、そういったところから若い世代へ求めていければどうかと思います。

また、費用的なものが難しいのであれば、例えば県の入札で、女性を登用したり、若年層34歳未満を雇用したりしている企業と協定すると、入札のポイントになりますよね。そういったことを県の企業さんにアプローチして、民生委員・児童委員さんに理解ある企業にポイントをつけるということをやれば、企業さんへの理解が広まるのではないかと思います。

(中島委員長)

ありがとうございました。そうですね、民生委員が従業員にすることをもう少し評価するということがあってもいいのではないかと思います。

塚原委員、いかがでしょうか。県全体を見て、いろいろな話が聞こえてくるとは思いますが。

(塚原委員)

はい。まずはアンケートを拝見して、なり手不足の理由のところに着目しました。やはり、自治会などからの選出によって民生委員さんになられている方が多いのだらうと思います。その理由はおそらく、選任基準で人格識見高くということで、誰でもいいわけではない。このことはきっと地域でも理解されていて、そうすると、ではどこからどんなふうに出ようといったときに、今はやはり顔が見えない地域があるかもしれませんので、自治会からその役員さ

んに出てもらう、という流れができていたのかもしれないと感じました。また、民生委員活動を行いやすくするために必要なこととして、町内会や自治会との連携強化が最も多く挙げられていまして、こういった自治会への理解というのが重要なのだな、まずは自治会に民生委員活動を知って欲しいということもあるのかなと思ったところです。

また、なり手不足のことを考えますと、周知などについては非常に重要だと思います。県民児協の、本当に様々な周知活動がありますけれども、これまでにないような、例えば、県教育委員会から先生方の退職者の方ですとか、そういった方への働きかけなどもお願いできるというのではないかなということも、話を伺っていて思ったところです。

以上です。

(中島委員長)

ありがとうございました。

顔の見えにくい性質のところがあるのではないかという話がありました。委嘱の流れの中で、民生委員推薦会があるのですが、民生委員推薦会は自治体に1つです。地区ごとにさらに小さい単位の推薦準備会を作り、そこまでいくと顔が見えるのですが、自治体に1つ推薦会があるということだと、町内会から推薦された方をそのまま承認するというのも起きているかもしれない。つまり顔がよく分からない、見えないので、町内会長さんが推薦してくれたからいい人だろうと。こうするとなかなか見えにくいですよ。かなり自治会・町内会頼みになる、そういったところも課題があるかもしれないと思います。ありがとうございました。

先ほどの企業との話を大石委員にお伺いしたいと思います。今、国の審議会でも、富山県高岡市が、行政から企業へ民生委員の派遣依頼のような書類を出して、協力をお願いしているようですが、こういうものがあると企業としてはありがたいでしょうか。

(大石委員)

埼玉経済同友会の大石です。私、実は銀行に30年勤務した後、経済同友会に転籍していますので、そういう意味では三十数年間サラリーマン生活をずっと続けてきました。そのような中で、民生委員という存在は認識していても、どういう活動をしているか、どういう負担があるかというのは、正直、サラリーマンの人、全く知らないという人が大半ではないかと思っております。私もそうでした。私は保護司の選考委員もやっているのですが、同じような状況で人が全然いないという中、なおかつ今回の検討会では、民間の立場で参加ということで、おそらく企業の協力を福祉部さんから依頼されるのだと思いますが、企業側の状況だけ少しお伝えしておきたいと思います。

今、生産年齢人口が、今後20年間で1,400万人減ると言われています。生産年齢人口というのは15歳から64歳までの人口ですが、1年で直すと1年間70万人です。70万人というと、鳥取県とか島根県とか高知県とか、ああいったところの人口が、毎年消えていくというぐらい、働き手の減少が今後急激に進んでいくというような状況にあります。ですから埼玉経済同友会も、今年度は、人口爆縮時代、万全を期して取り組もうというテーマの下、各企業が人手不足に対して、このままだったら企業成り立たないよね、どうしていいか、ということを考え、この1年間活動しています。

そういった中で、人手不足に関するアンケートを今ちょうど行っております。まだ期日まで来ていないのですべての回答ではありませんが、特徴的なのは、人手不足により企業にどういった影響があるかという質問に対し、当然のことながら、労働時間や日数が増加しているという回答が47%でした。また、人手不足や人材確保のために実施している取組、もしくはこれから実施する取組については、もちろん賃上げの実施が一番高いですが、中には、定年・再雇用延長の実施、いわゆる先ほど委員長からも65歳定年という話がありましたけれども、今逆に65歳から再度定年を延長する、もしくは再雇用の制度として、さらに人を確保していかないと、人手不足が解消できないという状況です。また、別途それ以外に高齢者を活用していいかというように動きですから、企業は人手不足の中で、労働需給が非常に逼迫しており、なかなか余裕がないというのが、実態かと思えます。

ただ一方で、企業側はこの数年間のSDGsの取組の中で、CSRの取組強化というものをかなり打ち出してきています。今、なかなか採用が難しい中で、企業は、本業だけやっても人を採用

できない、要は地域貢献であるとか、社会的活動にどれだけ取り組んでいるかを出していかないと、選ばれない時代になってきています。そういった中で、一部の企業では、ボランティア休暇の制度を導入し始める動きも出てきております。人手不足ではあるものの、企業が生き残るためにはそういったCSRなどの活動にある程度関与していかないと、と。そういった意味では、民生委員の活動を従業員が地元でしっかり取り組んでいくという動きは、企業が生き残っていく上での1つのツールになり得る可能性はあります。ですので、先ほど委員長からお話ありましたけれども、例えば行政機関からのそういった要請や、もしくは社協さんからの要請を我々同友会が受けて、民生委員の実態を企業の経営者に知ってもらうことを自分たちの企業の生き残りの観点からも検討してみようかな、従業員にやらせてみようかなという動きが出てくる可能性はあると思います。あとはそれをどう展開していくか。私は県内経済6団体の専務理事会議を招集する立場にあり、他の経営団体、商工会議所連合会だとか、商工会、中小企業団体中央会、経営者協会、こういったところの専務理事と会合を持ちますので、例えばそういう団体にも声掛けをすることで、制度の実態、それから周知をしっかりと行うことはできるかなと思います。現状、そのくらいしか言えず、非常に厳しい状況ではありますが、そういった形での御協力は可能かなと思っております。

以上です。

(中島委員長)

ありがとうございました。

今、高齢者が働くという環境がどんどん広がっていると。また、本当に人材不足ですので、そういった中で民生委員・児童委員の確保が難しいところがやはりあるだろうと。ただ一方で、福祉の業界では、企業さんと一緒にSDGsやCSRの取組をやっているという動きが今どんどん盛り上がってきているかなという気もします。企業の地域貢献を考えていくと、もしかしたら企業さんの中で民生委員さんを積極的に委嘱してもらいたいというところもあるかもしれないですね。ありがとうございました。

すぐ結論を出すという議論ではありませんので、皆さんとアイデアを出し合いながら進めていけたらと思います。

では、もう一方では民生委員さんの負担が大きいのではないか、担当世帯件数が多い、あるいはいろいろな頼まれ業務が多いという議論もあります。次の議案3の、民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例について、事務局から御説明いただきたいと思っております。お願いします。

(事務局)

資料3を御覧いただければと思います。こちらの出典でございますが、2ページ目の県内市町村の民生委員協力員制度の導入状況を除きまして、令和6年3月の厚生労働省の社会援護局関係主管課長会議資料からいただいております。民生委員の負担軽減、それからその課題になっているところにつきまして、先行事例として取り組まれている市町村がございます。そういったところを国から、こういった好事例があると示されているものでございます。

まず1つ目が民生委員の協力員制度でございます。こちらは新潟市の事例が載っておりますが、実は民生委員協力員制度につきましては、県内においても6市町村がすでに導入をしております。そちらの資料が2ページ目になっております。さいたま市、川口市、東松山市、ふじみ野市、川島町、小鹿野町の6市町村が導入をしております。登録人数でございますが、こちらは公表数字ではございませんので、この委員会限りの数値とさせていただきます。協力員につきましては、民生委員の指示・指導のもと、民生委員の活動の補佐を行う役割をしております。それぞれ各市町村で、要綱等で活動の内容やその要件といったものを示しておりますので、それぞれ多少の差はございますが、多くのケースでは、協力員を必要とする民生委員自身が、一緒に活動する上で信頼できる方を候補者に選んで、市町村に推薦し、市町村長から委嘱を受ける流れが一般的でございます。その際に、民生委員と同様、守秘義務についても、市町村が協力員の方に誓約書の提出を求めています。先ほど、民生委員の活動費年間6万200円が、県の方から市町村に補助が出ているという説明をいたしました。協力員の活動費については市町村で措置をされておまして、それぞれ市町村で、金額は異なってお

りますが、大体月額1,000円から3,000円をお支払いしている状況でございます。これについては、委嘱を受けている期間、基本的に月ごとで支給されているものです。また、こちらの協力員制度の効果でございますけれども、導入市の担当者からは、役割分担による活動の負担軽減や同行訪問による安全確保、それから精神的な負担軽減に繋がっているというようなお声を確認しております。民生委員の活動を分担する、例えば声かけや安否確認を手分けして行う等、民生委員さんの活動の業務負担をまず物理的に減らすというところがございます。それから、例えば女性の民生委員さんが男性のひとり暮らしのお宅に訪問する際に、ちょっと訪問に抵抗があるというようなケースについて、協力員の方に同行していただくことで、精神的な負担軽減も図られるというような効果もあると伺っております。また、このなり手でございますが、推薦は民生委員さん御自身が、活動をする上で信頼できる人を候補者として選んでいることが多いですが、それが御自分よりも若い世代であれば、この協力員制度を広めていくことで、次世代の民生委員候補者の裾野が広がると期待される場所です。また、逆に民生委員のOBの方が協力員になった場合には、民生委員さんは委嘱と同時に活動に従事しなくてはいけないというところがございまして、新任の方が4割というところもございまして、すでに民生委員の経験をされたOBの方に、伴走支援をしていただけるという期待ができるのかなかと考えてございます。民生委員協力員制度については以上でございます。

続きまして、3ページ目、ページを振っておらず申し訳ございませんが、ICTの活用、タブレット端末等の導入でございます。県内では、確認した範囲では導入事例はございませんので、こちらの石川県野々市市から直接聞いたお話の内容も含め、こちらの資料をもとに御説明させていただきたいと思っております。野々市市では、仕事をしながら活動する人が参加しやすい環境づくり、それからペーパーレス化を推進するというところで、地元の大学と連携して、タブレット端末の導入とICT活用について検討されたということです。その結果を踏まえ、野々市市の民生委員さん99人全員に、タブレットとWi-Fiルーターを配布しております。タブレットを使って、活動記録等も書いていこうという話があったようですが、そこについてはまだ検討中のような感じです。今行われている取組で、市や市の民児協さんとタブレットを通じた迅速な連絡が取れるようになった、総会にオンラインで参加できるようにしたこと、働きながらも総会に参加しやすくなったという声を委員さんから伺っているということでした。ICTについては以上でございます。

最後の、民生委員・児童委員インターンシップでございますが、こちらは神戸市の事例でございます。こちらは、負担軽減というよりは、若い世代への民生委員制度についての普及啓発を図ることを目的にしたものでございます。神戸市内に神戸女子大学と神戸女子短期大学の2つの大学がございまして、そちらの大学と連携を図りまして、学生さんに民生委員活動を体験していただくというものです。ワークショップや事後報告会等も行っており、制度について理解を深めていただいたというような事例になってございます。こういった取組が全国で進められているところでございまして、県としましては各市町村の担当者会議等で、先行事例、好事例としてこれからも紹介していきたいと考えております。

以上でございます。

(中島委員長)

はい。ありがとうございます。民生委員・児童委員活動の負担を軽減していくとか、あるいは周知をさらに広げていく、いろんな人に知っていただくということですか、ICT化については、民生委員の方も60代の方はスマートフォンを使っておられますよね、LINEグループとか。そういったこともだんだん広がってきている中、野々市市のように金沢工業大学のような大学の学生さんがサポートしてくれるといいですが、このような事例が少しずつ広がっているということです。まだ県内では、タブレットの配布事例はないと。

(事務局)

はい。把握している限りではございません。

(中島委員長)

これも少しずつ広がっていますかね。もしかしたら地方ほど広がっているかもしれない。

(寺田委員)

民生委員ではないですが、東秩父村や秩父沿線の町では、行政が全世帯にタブレットを配布¹して活用していると聞いたことがあります。

(事務局)

行政回覧版²でしょうか。さいたま市もやっていたと思います。

(寺田委員)

そうだったかもしれない。民生委員のお隣同士がかなり遠いということをよく言われて、車がないととてもじゃないが活動できない、山を越えていかないと、という人もいます。

(中島委員長)

そうですね、埼玉は山間部、過疎地域が厳しいですよ。東秩父村は人口2,000人くらいですよ。そういったところもありますから、埼玉県は本当にいろいろな地域を抱えているということになりますね。

今、御紹介いただいた資料3のような、民生委員協力員ですとか、ICT化ですとか、それから大阪とか神戸で大学生のインターシップが少しずつ広がってきていますね。

(寺田委員)

この取組はいいですね。

(中島委員長)

東京の大正大学は民生委員活動を豊島区と一緒に始めていたり、淑徳大学は消防団の活動をしたりと、大学も地域貢献をするような時代になってきたと思います。

いかがでしょうか。県内でこういった事例を、岸田委員、御存じですか。

(岸田委員)

川口市さんで何かやっていませんでしたか。

(寺田委員)

私の前の会長、県民児協の前大谷会長が大学へ行き、民生委員を知ってもらおうということで埼玉県立大学と桜美林大学の2か所で講座をやりました。80人くらいの学生さんからのレポートを読みましたが、やはり民生委員を知らなかったと。将来こういった福祉の手伝いができればという声が結構ありました。

(中島委員長)

今、高齢者の方の介護予防で、スマホ教室を地域包括支援センターがよくやっていますよね。うちの文京学院大学もふじみ野市の社会福祉協議会と一緒にやっているの、こういう大学もかなり増えているのではないかと思います。スマホをどう使うかというのは、高齢者支援とボランティア（活動）のどちらか分からないぐらいになっているので、そういった延長で民生委員もできればいいなと思います。

¹ 東秩父村では、防災情報通信システム専用タブレット型端末を村内各世帯へ配付している。

[タブレット型端末の配付について - 東秩父村役場ホームページ \(vill.higashichichibu.saitama.jp\)](http://vill.higashichichibu.saitama.jp)

² さいたま市ではICTを活用した自治会支援事業として、令和4年度から「自治会電子回覧板モデル事業」を実施し、令和6年度から本格導入している。

[さいたま市／自治会電子回覧板アプリ導入申込入力フォーム \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp)

(大石委員)

大学の先生の前で言うのもなんですが、私、3つほどの大学の評議員をやらせてもらっていて、会議の中で地域貢献をどうするのか、というような話が出てきます。学生の募集が少なくなっている中で、より特徴あるキャンパスを作っていくために、1つのツールとして地域貢献の議論になりますが、なかなか何をしたいか分からないという話があります。私自身もこの民生委員のお話、今日もかなり学んだことも多いので、大学で還元してみようかと思います。この神戸市の取組、すごくいいですね。

(中島委員長)

そうですね。東武東上線沿線の大学でこういった協定の作っているところもいくつかありますよね。ですので、そういったもので議論できたらいいかなと思います。

(大石委員)

テーマに含みたいと思います。

民生委員の協力員制度はもっと市町村に広がっていくのですか。

(寺田委員)

市長さんの理解がないとできないところが多くて。

(中島委員長)

そうですね。自治体でかなり温度差がありますよね。

(寺田委員)

川口市さんは市長さんが協力的ですごいですね。

(中島委員長)

非常にうまくいっているところと、独自に福祉委員とか福祉協力員という仕組みを社協さんが持っていて、そこをバッティングしてやりにくいという意見もあります。東京はなり手不足を補うため、民生委員協力員の仕組みを作っていて、欠員地区につき、その協力員になった人が出るというのですが、東京の場合はいくつかいいところといっていないところと、微妙な感じですね。

(大石委員)

企業の従業員さんがそういった活動を始めにあたって、エントリーモデルとしてこの協力員制度をうまく活用して、ここから始めるのもありということですね。まずは協力員からやってみて、民生委員さんほどの負担はまだないので、やってみる中でやりがいを感じて民生委員になるというのであれば、この協力員制度は、もっと企業で知ってもいい話かなと。今日初めて知ったので、すみません、素人で申し訳ないですが、何か活用できそうな気もしますよね。

(寺田委員)

必要な時に活動していただければいいわけですからね。

(大石委員)

そうですね。だからそれはありかなと思います。

(中島委員長)

東京都の練馬区で講座をした際、町内会、自治会から推薦してもらわないと民生委員になれないのですが、働いている人はすぐには町内会、自治会と繋がれないので、まずは民生委員協力員になってから、そこから推挙してもらおうという形をとったやり方が、うまくいった例でしたね。そういったやり方もあるかもしれませんが、どうしてもバリバリ企業で働いていた人は、地域との繋がりが少ないので、すぐには推挙してもらえない。まずは協力員になって、それから、

推薦してもらおうと。そういう意味では、新潟市の民生委員協力員の仕組みはすごくいいですよ。非常に積極的で、民生委員 OB・OG が終わってからやる場合もあります。そうすると、新任の方が訪問するときはどうやって訪問していかかわからないというのを助けるとか、うまく機能をしています。埼玉では思ったほど広がっていないですね、もっとやっているような気がしましたが、ふじみ野市は始めたようですね。重層的支援体制整備事業もあって、いろいろと工夫をしていると思います。

どうですか、草加市は独自の仕組みがありますか。

(小曳委員)

福祉協力員という、民生委員の協力員ではなく、地区社協で民生委員の OB が協力員になっている方はいますが、特にその方々に手当が出ているとか、何か担っていただくものとかはあまりありません。協力員が必要だよねという話は社協でも出ますが、じゃあどうやってなっていたのか、お金も出ていないし、若い方になっていただきたいところもありますが、どのようにすればいいのかというのは具体的にはなっていないのが現状です。

(中島委員長)

所沢市の山口地区というところでは、民生委員 OB・OG が協力員になりましたね。市全体ではなく、そのエリアだけですが。確かに手当がついていないので、本当に思いでやっていたている。

熊谷市はどうですか、協力員について。

(平委員代理 茂木氏)

先ほどからお話が出ているなり手不足という課題があって、自治会が民生委員さんを推薦してくれるわけですが、やはりやっと見つけて何とか民生委員になっていただいているという状況もある中で、さらにそこに協力員さんを見つけるということが実際できるのかどうかという懸念があります。さらに先ほど事務局の方から説明がありましたけれども、さいたま市さんとかいろんなところでやられているようですが、守秘義務に関するところで誓約書をいただいていると。かたや民生委員さんは非常勤の公務員なわけですが、協力員さんの身分的なことを考えると、果たして誓約書だけでその守秘義務に関することをやってしまっているのか、行政に携わる人間からするとちょっと怖いと思います。そのあたりの制度設計が、やはりきちんとできていかないと、言い方が悪いですけどちょっともろい制度かなと、個人的には思います。

(中島委員長)

久喜市でしたかね、民生委員協力員ではないですが、社会福祉大会か何かで、福祉協力員の委嘱状を市長さんが社協会長さんと一緒にだったか分かりませんが、お渡ししていましたね。そういうふうな、全国的な事例で、かなり意識的に首長さんが委嘱状か何かを出す、という形にしないと、守秘義務の観点からすると難しいということですよ。まあ、確かに協力員になってくれる人がいるのであれば民生委員になってほしいという気持ちもあって、難しいですね。

(岸田委員)

負担軽減というと、そういった補助員さんもいいですが、うちの近所の民生委員さんからも大変という声を聴く一方で、やると結構前向きな方もいらっしゃるって、アンケートでもあるようにやりがいを感じていらっしゃる方もいるので、やりがいにフォーカスできるように、なるべく負担軽減する必要がある。そのうえで何ができるかということ、業務の範囲を絞ってあげて、本来の民生委員さんの仕事にフォーカスできるようになると、もっとやりがいにつながると思います。そここのところの整理をできるといいのかなと思います。

(中島委員長)

全国民生委員の 100 周年モニター調査で、2 期目 3 期目 4 期目といくに従って、やりがいが高

まっっていく、やはり1期目がよく分からない部分もあって一番つらいということですが、そこをぐっと絞ったらいいのではないかと。

寺田委員、どの辺に絞り込んだらいいと思いますか。

(寺田委員)

熊谷市も合併する前の町は充足率が100%でしたが、それは輪番制で担っているからで、全国見ても充足率100%のところはみんな輪番制だそうです、全国の会長が集まるとそんな話を聞きます。東京ではなり手不足だと、会社に勤めている人が民生委員になるということもあるようです。

新任の委員さんは、1期やったださるのには本当によいけれど、2期は必ずやってもらいたいと思います。1年目はもう何がなんだかわからない、2年目になってようやく幾らか分かるようになる、3年目でようやく地域全般のことが分かると。本当にやれるのは2期目からなので、必ず2期はやっていただきたいというのは思っています。最初から研修なんかが多いという意見もあるけれども、でもそれをしないと分からないじゃないですか。いくら地区民協の会長が、定例会の時にやろうとしても、時間が決まっているから、私もいろいろ考えて定例会に臨みますが、時間がたりないことがいつもです。だから研修はする必要があります。県民児協と県社協の合同企画での研修は1年に1回、62市町村の会長研修、市町村では、同じ内容のDVDによる研修を開催しています。新任委員には活動をする中でわからないことがあれば会長、副会長に聞いてと言っています。

(中島委員長)

研修をしっかりした方が、サポートにもなるのではないかとということですね。

田中委員、いかがでしょうか。仕事をしながら民生委員活動をやっていくうえで、どういったものがあると魅力的で、やっていこうと思えますかね。

(田中委員)

世間では大変だというイメージが定着していますので、民生委員あるいは協力員のできることでできないことの線引きをして、市町村単位ではなく共通のものを示した中でやるほうが、新しい方が増えやすいのではないかと思います。

(中島委員長)

やはり線引きをして、最低限やらなきゃいけないことをもっとスリム化するとか、分かりやすくするということですね。

(田中委員)

あとは、民生委員の仕事の域を出ているとか、ここまではちょっと対応できないところの線引きをきちんとする、立ち入ってはいけないラインの線引きを最初からしてあげて、その中でやってくださいねというほうが、負担軽減になると思います。

(中島委員長)

調査でも、どこまでが民生委員の役割か分からないとか、超えているのではないかとという意見がありましたからね。

(寺田委員)

県の方から言っているんですね、民生委員の活動の中で、買い物をするとか病院に同行するとか、それは絶対に駄目なんですよ。県民児協からも言っていますが、全民児連からも通達が出ていると思います。市町村に定着してないのかしら。アンケート調査の回答のなかで結構あるので驚きました。救急車で病院まで乗って行って、近所の病院だったらいいけど、救急の場合は下手すれば隣の県までいってしまう場合もあるわけですよ。民生委員も慌てて行くわけなので何も持っていない状態で、帰りは救急車が帰ってしまうのでどうするのかと。そう言った案件が今も結構あります。このことも全民児連から注意文書が来ていました。ある市では

消防署に民生委員は、救急車には乗らないことを知らせてあると聞いています。ただし、原則はそうだけれど、臨機応変に民生委員が考えて行動するとしています。

(中島委員長)

いずれにしても、民生委員の負担感が大きいというイメージが強いのではないかという話でしたので、それをもう少し分かりやすく整理する。例えばこれが一番コアな最低限やらないといけないことですよ、とか、これはもう少し広げたものですよ、とか、どういう表し方がいいかはこれからですけど、少し整理をして、民生委員になると大変だというイメージを減らすべきではないかという御意見ですね。寺田委員からは、そういうことも研修をしっかりと受けるということとセットでやっていけば、ということでした。

大山委員、今の御意見を聞いていかがでしょうか。

(大山副委員長)

おっしゃるとおりですね。やらされ感の部分を少しでも削減していく努力は、これまで以上に必要になってくると思います。その際にはやっぱり、ICTの活用とか、タブレットを配るだけではなく、アプリの開発とか、そういった部分で特に若い世代に参加して欲しいというのであれば、何か充て職みたいな形で今までの役所の感覚で民生委員さんにやってもらっていたものは極力減らしていかないと厳しいと思います。

また一方で、長くやっているうちにやりたいことが見つかってくるはずだと思いますので、そういう関わり方や、接点を増やしていくようなことを、逆に行政の方から提案をしていくと。例えば私が関わっている子ども食堂やフードパントリーの人は、実際に地域の人たちを支えたいという気持ちがありますし、それこそ企業との連携とかもかなり積極的に行っています。そこで民生委員をやっている方が相当参加はしていますが、逆にそのパントリーや子ども食堂をやっている人が民生委員になるかと言うと、自治会との接点がそれほどなく、なりたいたと思ってもなれないので、行政の方がそのための回路みたいなものを積極的に取り込んでいく。さっき言った古いものは古いものできちんと尊重しなくてはいけませんが、新しいものを取り込んでいくには、社会貢献をやりたいと思っている層に、逆に民生委員制度みたいなものを沿わせていくような、そういったことも必要なんじゃないかと思います。

あともう1つ話を聞いて思ったのは、新しい人をどんどん開拓をしていくことだけではなくて、今やっている人に長く続けてもらうとか、あるいは民生委員から外れたけれどサポーターとして活動に繋がりに続けていってもらえるような仕組みづくりというのは、もしかしたら、今までの民生委員活動ではあまり重視されていなかったのではないかと。3年の任期が終わったら終わりですとか、先ほどの個人情報の話も、民生委員さんには情報提供するけど、それ以外の人には守秘義務が関係するから一切情報提供しないという、かなり硬直的で役所的なルール、縛りがあると思います。民生委員さんとそうじゃない人で、そうじゃない人はもう蚊帳の外ですよというやり方ではなく、地域コミュニティ、企業の参画といった辺りも含めて、どういう形であれば参加できるのか、個人情報も1か0かじゃなくてどこまでは提供ができるのか。そのあたりのグラデーションを含めて、既存の制度として大事にしないといけないところはしっかり守りつつ、もう少し民生委員ではない人たちも含めて、どうやって民生委員活動に参加していただくのかといった、仕組みづくり、仕掛けづくりを考えることがもしかしたら必要なんじゃないかと思いました。

(中島委員長)

ありがとうございました。後段の個人情報や守秘義務のところは、民生委員は民生委員法で守秘義務が規定されていますが、一般の住民の人にはそういう規定がないという中での難しさがありますね。今、重層的支援体制整備事業が議論されていますけど、重層的支援会議等の中で、一般の住民の人も、守秘義務規定を設けてそこでなら話ができるという、そういうことがグラデーションになっていくといいですね。それから子ども食堂はやれるけれど、民生委員・児童委員活動はやらないっていうところの、この違いは何だろうみたいなところですね。子ども食堂のような活動に積極的な方々に、児童委員の活動、主任児童委員の活動に関心があった場合に、どう繋ぐかという話だったと思います。長く民生委員活動をしてもらいたいとい

う思いはずっとあるのですが。はい、ありがとうございました。

では、もう少し事務局資料を用意していただいていますのでお話を伺いましょうか。審議事項4の、埼玉県民生委員・児童委員協議会からの要望について、お願いします。

(事務局)

はい。今年度、埼玉県民生委員・児童委員協議会さんから、県に御要望をいただきました。7月に県においていただきまして、下の4項目につきまして、御要望をいただいたところでございます。

1つは、先ほどからお話も出ていますが、県で地域貢献活動休暇を創設して、現役の県職員が地域における民生委員・児童委員活動をできるようにしていただきたいということ。2つ目は、県では、働いている民生委員・児童委員の就労と活動が両立できるよう、企業、団体等に支援協力を働き掛けていただきたいということ。なお、1番目の要望等と合わせまして、県が地域貢献休暇を創設したときには、企業団体にもあわせて要請していただきたいということでございます。3つ目でございますが、県行政書士会様等の各種士業の方に、民生委員・児童委員の活動の啓発を働き掛けていただきたいということでございます。最後に、先ほど活動費の話が出ましたが、現在県では1人当たり6万200円の活動費を市町村に支給しております。欠員地域については、別の方がカバーをしているというところがございます。その欠員部分についても、1人当たりと考へ活動費を支給していただきたいということでございます。要望の内容につきましては以上でございます。

(中島委員長)

ありがとうございました。要望についてはいかがでしょうか。
寺田委員、補足等ございますか。

(寺田委員)

本日お話しいただいた中に全て入っていると感じました。とてもよかったですと思います。

(中島委員長)

今日、この要望の内容はかなり議論されていましてね。

(事務局)

1点補足させていただきますと、行政書士会様にはすでに会のホームページを通じて、会員様に周知を図っていただいております。ありがとうございます。

(大石委員)

同友会でもすぐに周知します。

(事務局)

ありがとうございます。

(事務局)

一番下の、欠員地区の活動費は交付税で国の考え方もありますよね。県で考えられそうですか。

(事務局)

おっしゃるように、地方交付税という形になっており国の考え方もありますが、県にも裁量の余地があるものと考えております。他県の状況についても調査をしておりますので、それを踏まえて、今後県の考え方を整理していきたいと思っております。

(中島委員長)

全民児連では、チームで、単位民児協で欠員をカバーしていこうという話も出ていますので、

そういった観点から考えると、そこに補助金も出て欲しいですね。そんなことも少し検討できればいいかなと思います。それでは、この点についてよろしいでしょうか。すでに議論が大分出てきた話だと思いますので。

それでは、5番目の民生委員・児童委員活動に関する検討会の検討項目と、今後のスケジュールについて、お願いいたします。

(事務局)

検討項目につきましてはこちらの資料にお示しした4点についてと考えております。

民生委員・児童委員を取り巻く課題、活動に必要な支援や環境の整備、担い手確保、活動の周知について、本日もいろいろと御意見をいただいているところでございますが、引き続きこの4点について、検討をお願いしたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、本日、1回目の検討委員会にお集まりいただきました。次回は、今、日程調整をお願いしているところではございますが、11月を考えてございます。そのあとの日程につきましては、2回目の検討状況等を踏まえまして、今後もう1回開くか、方向案の形を定めて書面で整理をしていくのか、委員長、副委員長に諮って、進めてまいりたいと存じます。最終的には年度内にこの検討会の報告書をまとめまして、来年度は一斉改選になりますので、市町村の皆様と共有できる場所については、通知を差し上げるといったところで、進めて参りたいと思っております。

以上でございます。

(中島委員長)

ありがとうございました。こういった検討事項で、議論していったらどうかということですが、いかがでしょうか。こういう点について追加したらいいというものがございますか。

大きくはこの中に入ってくるだろうと思いますが、今後一斉改選がありますので、一斉改選をスムーズにできるように、こういったことをやったらいいのではないかと、担い手確保、環境整備についても、皆さんで意見を出し合えるといいですね。

今、国の方で居住要件の話が少し出ていますけれども、まだ検討中ですのでどうなるかは分かりませんが、先ほどのように選挙権がないと民生委員になれないという点について特例を設けるかどうかという話があります。もともと民生委員をやっていた人が、数百メートル隣の町に引っ越したときに、民生委員を続けるかどうか、ずっと商店街でお店をやっていた人が隣町に引っ越して、あるいは隣町から通っている人が30年ぐらいいたとして、その人に民生委員になってもらうかどうか、そういった生活実態との関係でいろいろ出ています。なかなか居住要件は大事なところですので、しっかり維持しながらにはなると思いますが、どこまでこの特例を認めるか、埼玉県内としてこういった特例は必要か否かといったところですかね。また、国の方の議論も併せて御案内したいと思います。多くの民生委員・児童委員の皆さんは、居住要件は変えないで欲しいというところがあるようです。一方で、埼玉県もかなり通っている人も多いので、どのようにそれを見ていくか、なり手が確保されているのであればそこまで変えなくていいのではないかと議論もあるでしょうし、その辺は様子を見ながらになるかと思えます。

それでは予定の時間が来ましたが、よろしいですか。皆さんから最後に何かございますでしょうか。

今日は1回目ということで、自由に意見を出していただくことが大事でしたので、最初の議論はいろいろできたのではないかなと思います。本当にありがとうございました。では、事務局にお戻ししたいと思います。

(事務局)

それでは以上をもちまして、第1回埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会を終了させていただきます。お忙しいところ長時間、本当にありがとうございました。

第2回の検討会を11月頃に開催させていただきたいと考えておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。